

関連当事者開示専門委員会での検討状況

1. IASBからの回答

1月26日付けで、IASBから回答があった。主な回答内容は以下のとおり。

- ・ IAS第24号には、主要株主という定義はない。IAS第28号（関連会社）に規定する「重要な影響」があれば、関連当事者に該当する。
- ・ 退職給付制度と企業との間に重要な影響の見られる国や地域があるので、退職給付制度を関連当事者としている。
- ・ 「執行役員」、「監査役」等がIAS第24号の「主要な経営幹部」に該当するかどうかは、どのような責任を負っているかに基づいて判断する必要がある。法形式ではなく、実質を見るべきである。日本の制度を理解していないが、監査役について、スタッフの検討では複数の見方がある。
- ・ 近親者についても、形式ではなく、実質が考慮しなければならない。両親・兄弟・孫が独立生計をしても、近親者の定義に当てはまることはある。
- ・ 関連当事者開示に関して、数量的なガイドラインを設ける考えはない。
- ・ IAS第24号は、個別財務諸表の開示では連結会社間の取引の開示も求めている。
- ・ IAS第24号では、第三者経由取引は規定していない。実質で判断すべきである。
- ・ 連結会社が関わらない外 - 外の取引、その他の関係会社の子会社の取扱い（及び取引条件の変更）については、アジェンダを検討中である。

2. 公開草案原案のポイント

現行規則よりも開示の充実

連結子会社と関連当事者との取引

関連当事者の定義（親会社の役員及び近親者、重要な子会社の役員及び近親者、退職給付制度（従業員退職年金基金）、会社法上の会計参与、共同支配企業、共同支配投資企業）

関連当事者との取引に関わる不良債権情報（明記）

親会社情報、重要な共同支配企業及び重要な関連会社の財務情報

開示の簡素化（適用指針レベルで具体的に検討）

重要性の判断規準（法人、個人（第三者のためにする取引を含む））

親会社の従業員が子会社の役員を兼務する場合の取扱い

国際会計基準の規定との違い

関連当事者の範囲（主要株主、親族の範囲（外形基準の範囲））

第三者経由取引の規定（明記）

関連当事者間取引の開示対象除外の規定方法

連結財務諸表作成会社の個別財務諸表上での開示

役員報酬の開示

以上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。